

答申個情第9号
平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸様

奈良市個人情報保護審議会
会長 川村容子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る諮問について（答申）

平成28年12月22日付け奈福保一第831号により、諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問：個情第28-4号】

医療扶助に係るレセプト管理システムの電子計算機の結合について（諮問実施機関 保健福祉部保護第一課）

(別紙)

答申：個情第9号

諮問：個情第28-4号

答 申

第1 審議会の結論

「生活保護等版レセプト管理システム」を構築する事業者が設置するクラウドサーバーと奈良市長が管理する「生活保護等版レセプト管理システム」に係る専用端末とをオンラインで結合し、生活保護受給者等に係る個人情報を取り扱うことについては、公益上の必要があり、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事務の概要

生活保護受給者が医療機関及び薬局を受診した場合、その診療報酬の支払事務は、当該医療機関及び薬局から送付される診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）に基づいて行われるところ、平成23年2月以前は、紙媒体によるレセプトが、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）を経て保険者である奈良市長（以下「実施機関」という。）に送付されるという状況であった。このため、当時は、1月当たり約13,000件の紙媒体のレセプトを対象者、医療機関及び受診日ごとに手作業で整理して支払事務を行っていた。

実施機関は、平成18年1月19日に内閣官房IT戦略本部が策定した「IT新改革戦略」及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）に基づき、従来の煩雑な事務を改善し、事務処理の効率化を図るとともに、医療扶助の給付決定や病状を踏まえて生活保護受給者の援助方針を決定するなど、レセプト情報をもとに医療費動向の分析業務による医療費の適正化に資するため、平成23年2月末に、支払基金の電子計算機とレセプトに記録された生活保護受給者に係る情報（以下「レセプト情報」という。）を受領する実施機関の専用端末とをオンラインで結合し、生活保護等版レセプト管理システム（以下「レセプト管理システム」という。）を導入した。

これにより、実施機関は、生活保護受給者の資格に関する審査（以下「資格点検」という。）などについて、システムの自動チェック機能を利用することが可能となった。しかし、レセプトが保険診療の請求ルールに基づく適正な請求であるか、あるいは診療や処方の内容が適切であるかなどの点検（以下「内容

点検」という。)については、自動的に行うことができないため、今もって内容点検については、医療保険制度、介護保険制度、診療報酬事務、医学知識などについて高い専門的知識を有する事業者が点検作業を委託している状況が続いている。

実施機関は、平成29年度に耐用年数の経過に伴う現行システムの更新時期を迎えるに当たり、厚生労働省から委託を受けた民間事業者が構築するクラウドサービスを導入し、支払基金の電子計算機とレセプト管理システムを直接オンラインで結合し、資格点検、内容点検及び支払業務の事務処理の効率化を図るとともに、レセプト情報をもとにした医療費動向の分析を行うことにより医療費扶助の適正化及び個人情報の適正な取扱いを行おうとしている。

これに伴って、実施機関は、奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第10条第2項の規定により、当審議会に諮問を行った。

なお、実施機関は、レセプト管理システムにおいて生活保護受給者に係る個人情報を取り扱うに当たり、次のような措置を講じることで、安全性を担保しようとしている。

- 1 専用端末に、ログインIDや、パスワードによるアクセス権限を設定することにより、レセプト管理システムを利用できる者を制限する。
- 2 専用端末に、固定IPアドレスを設定することにより、レセプト管理システムを利用できる機器を限定する。
- 3 レセプト情報の受領は、レセプト管理システムの管理事業者に代行させることにより、中間的なデータ移行処理を省き、外部記録媒体の紛失やウィルス感染のリスクを排除する。
- 4 レセプト情報の受領に係るレセプト管理システムのネットワークは、不特定多数の接続を制限するIP-VPN回線を採用した閉域ネットワーク回線を経由する。
- 5 レセプト情報は、レセプト管理システムのクラウドサーバー内でのみ保有し、外部記録媒体を用いない運用を行うことにより、個人情報が漏洩する等のリスクを軽減する。
- 6 専用端末からクラウドサーバーへのレセプト情報の移行は、安全性の高い行政専用回線（LGWAN回線）を使用する。
- 7 レセプト情報は5年間保存した後、月次処理ですべて廃棄し、余分なレセプト情報は保有しない。

第3 審議会の判断

レセプト管理システムのクラウドサーバーと実施機関が保有する専用端末と

をオンラインで結合することについて、当審議会は、次の理由により公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと考える。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

1 レセプト管理事務を行うに当たって電子計算機を結合することの有用性について

生活保護受給者に係るレセプトの管理については、内閣官房IT戦略本部が策定した「IT新改革戦略」等に基づいて電子処理化が進められ、支払基金と実施機関の間におけるレセプト情報の受領及び提出は、現在もレセプト管理システムにより行われている。

このレセプト管理システムを更新するに当たり、実施機関がクラウドサービスを導入した場合、次のような事務処理の効率化が図られるなど、有用性が認められる。

- (1) 実施機関は、支払基金の電子計算機とレセプト管理システムをオンラインで結合することにより、レセプト情報を迅速に受領及び提出できるほか、外部記録媒体の管理が不要になり、事務の効率化を図ることができる。
- (2) 実施機関は、専用サーバーを購入及び管理する必要がなくなるため、購入費用や保守費用などの経費の節減を図ることができる。
- (3) クラウドサービスを利用することにより、従来、端末を動かすために必要であったソフトウェアやプログラムの更新、バージョンアップ作業などが不要となるため、事務負担の軽減を図ることができる。
- (4) クラウドサービスを利用することにより、定期的なバックアップ作業をレセプト管理システムの管理事業者が実施することになるため、バックアップ用の機器が不要になるとともに、職員の事務負担を軽減することができる。
- (5) クラウドサービスを利用することにより、従来から可能であった資格点検に加えて、内容点検も自動的に行うことができる。このため、専門的知識を有する事業者との委託契約を締結する必要がなくなり、経費を節減できるとともに職員の事務負担を軽減することができる。

2 個人情報の保護について

実施機関は、レセプト管理システムを導入するに当たり、個人情報を適正に取り扱うために次のような措置を講じており、本人の権利利益を侵害するおそれがないものと認められる。

- (1) 実施機関は、レセプト管理システムに係るネットワーク及び専用端末に対するアクセス記録の取得及びアクセスの制御を行う。
- (2) 実施機関は、ユーザーID及びパスワードを設定することによりレセプト

管理システムに係るネットワーク及び専用端末にアクセスできる職員を限定する。

- (3) 実施機関は、安全性の高いネットワーク（IP-VPN回線を利用した閉域ネットワーク回線）を利用することによりレセプト情報を暗号化するとともに、第三者が不正に接続できないよう対応する。
- (4) 実施機関は、レセプト情報をレセプト管理システムのクラウドサーバー内でのみ保有し、外部記録媒体を用いない運用を行うことにより、個人情報が漏洩する等のリスクの軽減を図っている。
- (5) レセプト管理システムのクラウドサーバー内のレセプト情報は、支払基金が処理した月から5年を経過した後、自動的に削除され、余分なレセプト情報は保有しないこととなっており、個人情報を適切に取り扱うこととしている。
- (6) 実施機関は、専用端末からクラウドサーバーにレセプト情報を移行する際は、奈良市における情報セキュリティ強化策に基づき、安全性の高い行政専用回線（LGWAN回線）を使用することとしている。

第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、本人又は第三者の権利利益が不当に侵害されることはないと判断した。

ただし、レセプト管理システムの運用を開始するに当たっては、次の事項に留意し、生活保護受給者に係る個人情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

- 1 実施機関は、レセプト管理システムに係るネットワーク及び専用端末にアクセスすることができる職員（以下「システム利用職員」という。）を明確に限定するとともに、システム利用職員に対してログインIDやパスワードの管理を徹底させること。
- 2 実施機関は、不正アクセスやデータの紛失、破壊、改ざん、漏えいを防ぐため、レセプト管理システムに係るネットワーク及び専用端末へのアクセスの記録を作成し、及び保管し、アクセス状況を適切に監視できる体制を整備すること。
- 3 実施機関は、1及び2を含めた運用マニュアルを整備し、及び作成し、システム利用職員に対して当該運用マニュアルの遵守を徹底させるとともに、生活保護受給者に係る個人情報を適切に取り扱うよう十分な指導を行うこと。
- 4 実施機関は、レセプト管理システムの管理事業者との間で締結する契約にお

いては、情報の流出や漏えい、改ざんの防止のために講じるべき措置を定めるとともに、「個人情報取扱特記事項」を付すなどして当該管理事業者が遵守すべき個人情報の保護に関する措置を明らかにすること。

第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成29年 2月 9日	実施機関から諮問を受けた。
平成29年 3月21日	平成28年度第4回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
平成29年 月 日	答申の最終確定を行った。
平成29年 月 日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	京都聖母女学院短期大学准教授	
井戸田 博樹	近畿大学教授	
川 村 容 子	弁護士	会 長
佐々木 育子	弁護士	会長職務代理者
浜 口 廣 久	弁護士	